

泡瀬干潟を守るために 一番一部勝訴判決報告

ビクトリー!

弁護士 御子柴 慎(岐阜県弁護士会)



1 はじめに

「泡瀬干潟は琉球列島の中で一番大きく、美しい貴重な干潟です。子々孫々の代まで残さなければならぬ、世界の宝です。」

(泡瀬干潟を守る連絡会HPより
<http://www.awase.net/>)

この泡瀬干潟で現在進められている埋立事業に関し、2008年11月19日、那覇地方裁判所は、被告沖縄県知事及び被告沖縄市長に対し、要旨「一切の公金を支出し、契約を締結し若しくは債務その他の義務を負担してはならない(ただし、被告沖縄県知事との関係では1審口頭弁論終結時までに既に債務負担行為がなされており判決確定時までに支払義務が生じたものについては除く。)」とする画期的な判決を言い渡しました。

2 事業の概要・経緯等

泡瀬干潟において現在進められている開発事業とは、国と沖縄県が事業主体となって、泡瀬干潟と周辺海域約187ヘクタールを出島方式によって埋め立て、国の埋立部分については沖縄県に売却し、さらに沖縄県から沖縄市に約90ヘクタールを売却し、基盤整備の上バブル経済時に端を発した一大リゾート地を形成しようとする時代錯誤も甚だしいも

のとなっています。

2000年12月の公有水面埋立法上の免許(県)・承認(国)後、環境面への配慮から、アセスにおいて事業者が代償措置としてあげていた海草、クビレミドロ(藻類:絶滅危惧種)の移植の可否を検討するための移植実験が繰り返され、工事の着工は遅れに遅れていたところ、2002年10月には見切り発車的に工事に着手される事態となり、これに反対する沖縄県・沖縄市の住民が結集し住民監査請求を経て、2005年5月20日、公金支出差止等を求める住民訴訟の形で提訴したのが本件訴訟です。

訴訟での主張の柱は、①アセスの杜撰さと②経済的合理性の欠如による、免許・承認の違法性です(弁護団としてはここが主戦場であると考えていました……)。

訴訟の中では上記①、②の主張・立証に力点をおき、生物・経済面の各分野の専門家の協力を得ながら主張を展開し、2007年8月には現場での進行協議という形式で裁判官3名にも泡瀬干潟やその周辺を直接目にしてもらい、同年10月～同年12月にかけて、生物・経済面の専門家9名の証人尋問を実施してきました。

3 判決に直接の影響を与えた事業の転換点

この間、2006年4月に実施された沖縄市長選では、住民運動の高まりから、検討委員会を立ち上げ事業の是非を再検討することを公約とする東門美津子氏が事業推進派の対立候補を破り当選し、東部海浜開発事

業検討会議(注:沖縄市では泡瀬干潟埋立事業のことを東部海浜開発計画と称しています。)が立ち上げられました。

さらに、訴訟において原・被告側申請の証人全ての尋問が終了した2007年12月5日のまさに当日には、東門市長は、東部海浜開発事業検討会議の意見などを踏まえ、結論として大要①「第一区域については、工事の進捗状況からみて、今後の社会経済状況を見据えた土地利用計画の見直しを前提に推進せざるを得ない」②「事業着手前である第二区域については、推進は困難、具体的な計画の見直しが必要」との考えを表明するに至りました。

ところが、この意見表明を受けても国と県が埋立事業を一時中断するということなく、その結果、沖縄市のために国と県が埋立をしているという図式の埋立事業において、当の沖縄市の首長が土地利用計画の全面見直し(埋立区域の半分についてはそもそも埋立自体を撤回)を表明したにもかかわらず、その見直された方針に基づく新たな土地利用計画が策定されるまでの間工事を止めるわけでもなく、漫然と貴重な泡瀬干潟及びその周辺海域の埋立工事が進んでいくという、誰が考えてもおかしな状況が生まれることとなりました。

弁護団としても、この意見表明は有力な武器であると考えたものの、訴訟提起から約3年余りが経過し、既に相当程度工事も進んでおり速やかに裁判所の判断を示してもらう必要性が極めて高いと考えていた

ところ、東門市長の意見表明とはほぼ同時刻に最終準備書面の提出期限及び最終弁論期日の指定が済んでいたこともあり、その段に至って東門市長の意見表明を前面に出した主張を改めて展開することには躊躇があり、当初の方針どおり、免許・承認当時の違法に力点を置いた最終準備書面を提出し、裁判所の判断をもらうこととしました。

4 判決の内容

判決については勝たせてもらった感が強いので多くは触れません。全文が「泡瀬干潟を守る連絡会」HPからダウンロードできますのでそちらをご参照下さい。

(1) アセスの杜撰さについて

原告らが問題点として指摘する点につき、「調査の精度が不十分なものであったことをうかがわせる。」「根拠が不十分なものであったことがうかがわれる。」「本件環境影響評価には不十分な面があることは否めない。」などの一定の評価をしている部分はあるものの、結論としては、それをもってしても環境影響評価が違法となるとまではいうことはできない等の従来型の判示に止まり、残念ながらこの点についての原告らの主張は採用されませんでした。ただし、貴重な泡瀬干潟を何とかして守ろうという住民らの熱い思い、ご協力頂いた生物の専門家の熱い思いが、裁判所の後記(3)の英断を後押しした面があるのではないかと考えています(非論理的な話で済みません。)

(2) 免許・承認当時の経済的合理性の欠如について

こちらについても、需要予測につき原告らが問題点として指摘する点につき、「予測の精度に疑問が生じることになる。」「根拠が明確とはいえない。」「予測の正確性に疑問を抱かせるところである。」「宿泊需要等の推計の正確性には疑義が存するものといわざるを得ない」などの踏み込んだ判断をしている部

分はあるものの、結論としては、「将来の需要予測にはある程度の不確実さが伴うところ、一応の根拠を有する資料をもとに算出されていることからすると合理性を欠くものとまではいうことはできない」(要旨)との従来型の判示に止まり、残念ながら原告らの主張は採用されませんでした。ただし、この点についても、経済の専門家の熱い思いが、裁判所の後記(3)の英断を後押しした面があるのではないかと考えています。(3)現時点においての経済的合理性の欠如について

前述した東門市長の意見表明につき「本件方針表明は、具体的な土地利用計画が何ら定まらず、したがって、当然のことながら、その経済的合理性についても何ら明らかでないまま第1区域における埋立工事が相当程度進んでいるという事業の進捗状況を追認する形で、第1区域に係る事業を推進しようとするものというほかない。」「第2区域については、基本的に見直す(計画を撤回する)というものであり、現時点において、第2区域に係る事業につて、その経済的合理性を認めることはできない。」とし、現時点においては、沖縄市、沖縄県が行う本件事業に経済的合理性を認めることはできず、本件事業に係る将来の財務会計行為は、地方自治法2条14条及び地方財政法4条1項に違反する違法なものであり差し止めを認めるという画期的な判断をしました。

5 評価・・・？

前述したとおりの「沖縄市の首長が土地利用計画の全面見直しを表明したにもかかわらず、見直し方針に基づく新たな計画が策定されるまで工事を止めるわけでもなく、漫然

と貴重な泡瀬干潟及びその周辺海域の埋立工事が進んでいくという、誰が考えてもおかしい状況」につき、裁判所が従来型の執行者の広範な裁量論について検討するまでもなく「それはやっぱりおかしいでしょ」という一般常識にかなった良識ある判断を示してくれたことに正直驚いています。

今回の判決については、まず第一に住民の頑張りがあります。住民の頑張りにから沖縄市の首長が代わり、住民の働きかけから絶妙のタイミングで東門市長の意見表明がありました。裁判所の構成にも恵まれました。住民の熱い思い、ご協力いただいた専門家の熱い思いが、裁判所を動かすきっかけにもなっていると思われます。このうちの一つでも欠けていたら今回の判決はなかったでしょう。

弁護団長の原田彰好弁護士いわく、「これも『ニライカナイ』(沖縄の言葉であらゆる富、豊穡、生命の根源となる海の彼方にあるとされる神々の住む場所のこと)のお導き」とのことですが、全く同感です。

沖縄県も、沖縄市も控訴をしました。時間稼ぎをされ、その間に形だけの土地利用計画を策定され広範な裁量論に持ち込まれることを避けるためにも、控訴審では争点を絞り込み早期に判断をしてもらい、是非とも原審の判断を確定させたいと考えています。

